令和４年度～令和６年度 加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務
企画提案書作成要領

１　企画提案書内容

募集要領及び別紙「仕様書」に基づき、以下の内容を盛り込んだ提案書を作成すること。

（１）団体実績等

平成３０年度以降の公立小中学校及び幼稚園、こども園、保育園等におけるＡＬＴ業務の委託・派遣の実績を、数値等で具体的に記載すること。なお、派遣先の学校名等が分かるように可能な範囲で記載すること。

（２）市教委、学校園との連携体制

教育委員会、学校等への連絡や報告、スタッフの業務内容や学校訪問等の実施にかかる業務計画について具体的に記載すること。

（３）危機管理体制

本業務の遂行にあたり、ＡＬＴの病気や事故における欠勤等へのバックアップ体制及び事故等による派遣者へのフォロー体制について記載すること。

欠員や不適格者が出る等、長期的な支援が必要とされる場合を想定した対応についても記載すること。

（４）労務管理能力

ＡＬＴの雇用における対応や勤務状況をはじめとする労務管理体制を記載すること。また、ＡＬＴが業務に集中できるようにするための日常的なサポート体制についても明記すること。

（５）ＡＬＴの採用体制（選考方法）

確実な人選をするための選考方法やＡＬＴ決定までの流れについて、具体的に記載すること。

（６）ＡＬＴの採用体制（採用基準）

確実な人選をするための、具体的な採用基準について記載すること。また、過去３年間の応募者数と実際の採用者数を記載すること。

（７）ＡＬＴの研修体制・指導力（研修内容・期間・頻度）

学習指導要領や外国語活動教材「Let’s Try!」、小学校外国語科教科書「NEW HORIZON Elementary English Course」、中学校英語科教科書「SUNSHINE ENGLISH COURSE」への対応能力を高めるための研修内容について、具体的に記載すること。

子どもへの対応能力や教員とのコミュニケーション能力を高めるための研修内容について、具体的に記載すること。

研修、指導のシステムや方法、具体的な研修計画について記載すること。なお、研修時間数等については、①採用時・派遣前、②配置後のフォローアップ、③自治体別、それぞれについて明記すること。

（８）ＡＬＴの研修体制・指導力（指導力評価）

ＡＬＴの指導力に対する評価方法、評価後の対応について具体的に記載すること。

（９）教材・教具の開発、提供

公立小中学校及び幼稚園、こども園、保育園における英語指導のための教材・教具の作成方針や、実際に使用しているものについて具体的に記載すること。その際、英語教育改革の動向や学習指導要領との関連についても記載すること。

（１０）授業プラン、カリキュラムの作成・提供

公立小中学校及び幼稚園、保育園における授業・活動プラン及びカリキュラムの作成方針や実際に運用しているものについて具体的に記載すること。また、ＡＬＴとのティームティーチングを充実させる提案も記載すること。

（１１）独自性のある提案

実現性の高い魅力ある提案で、本市の外国語活動や英語教育の充実を図れる提案を記載すること。また、本市の加古川ＣＡＮ－ＤＯプランや加古川市学力向上推進プランに沿った提案も記載すること。

２　提案書類作成の注意事項

（１）書　式

① Ａ４判・縦型・両面・左綴じで、表紙ならびに目次を含み、最大 80 ページとする。

② 文字は横書きで、注記等を除き 10.5 ポイント以上の大きさで記述すること。

（２）構　成

① 企画提案書内容の項目順に構成すること。

② 写真やイラスト、イメージ図等の使用やカラー印刷も可とする。

（３）その他

提案書以外の添付資料は不可とする。

３　提出方法について

（１）提出書類

① 企画提案書等提出届（様式７）

※必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

③ 見積書及び見積内訳書

※履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定総額の範囲内で作成する。（様式は任意。代表者職氏名を記載し、押印のこと）

※金額は消費税等込みの金額を記入すること。

（２）提出部数

・正本　１部

・副本　９部

（３）提出の期限、方法及び場所

提出期限：令和４年１月７日（金）１７時必着（ただし、土・日曜を除く。）

提出方法：学校教育課窓口に直接持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 新館８階　加古川市教育委員会教育指導部学校教育課

加古川市加古川町北在家 2000 番地

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

４　企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。